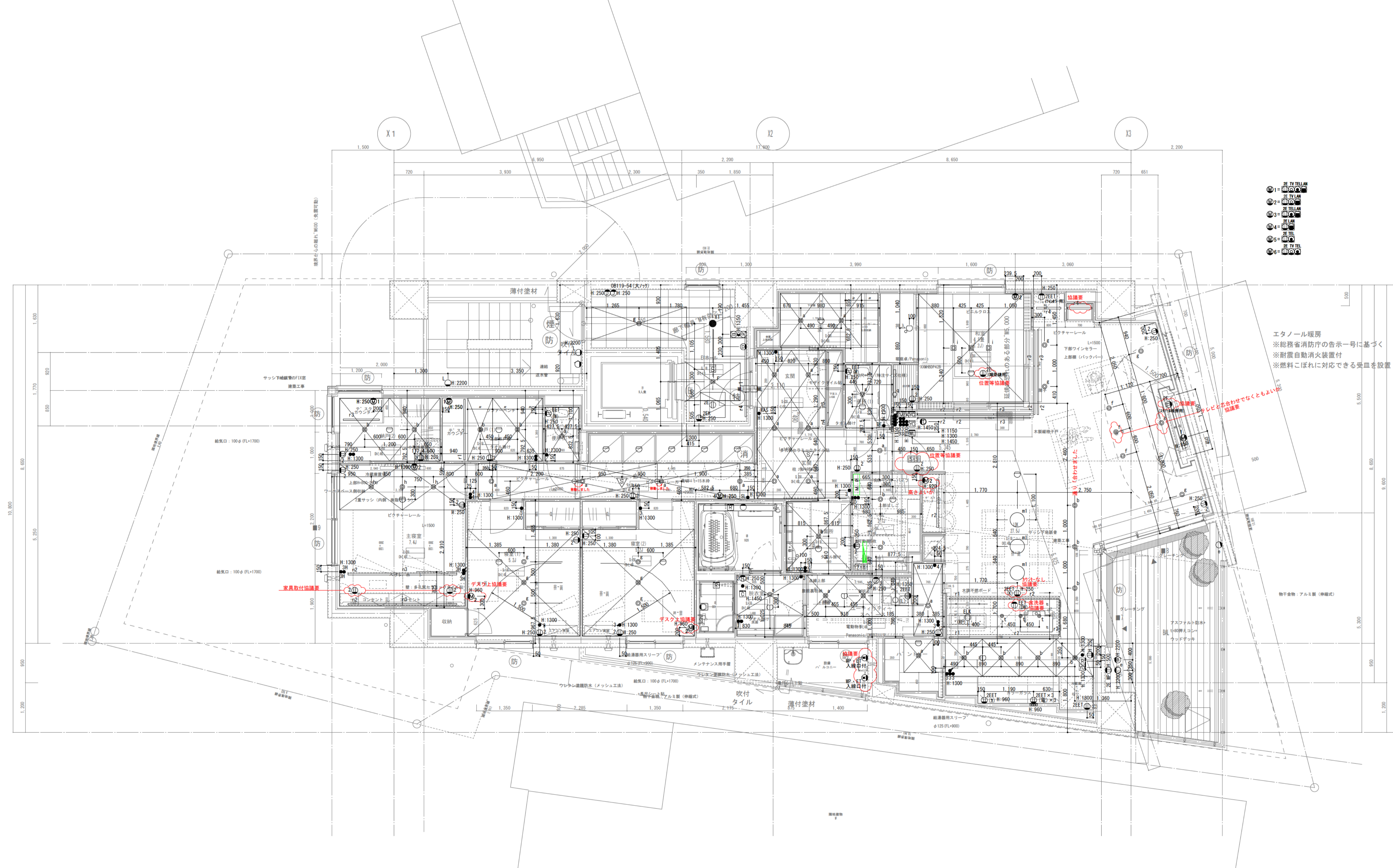
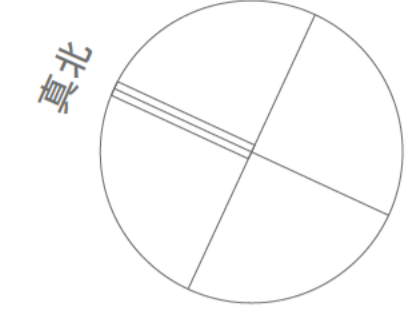


防	法第2条第1項の9の二（ロ）による防火設備	屋外避難階段	幅員 750m以上 踏面 210m以上 蹴上 210m以下 手摺有り：出巾100以下 護壁H≧1100	屋外避難階段への歩行距離 5.825+5.345+1.490+2.110+1.580+4.550 =20.9 < 50m → ○K
煙	<EV用>施行令第112条19項第2号による 遮煙性能を有する防火設備 CAS-0520 <鋼製建具>施行令第112条19項第2号による 遮煙性能を有する特定防火設備 (S48建設省告示2563号・告示2564号) (H12年建設省告示第1369号)	排煙設備設置 免除規定 (居室・廊下等) 建法施行令第126条の2第1項一号による (昇降路・設備シャフト) 建法施行令第126条の2第1項三号による (駐車場・駐輪場) 告示1436号-4-ニ(1)による ・PS、EPSの区画：各階スラブにて水平区画を形成 ・法28条第2項の居室換気：機械換気にて確保 ・シックハウスの使用材料について：F☆☆☆☆ ・(天井裏) 下地等にF☆☆☆☆及びF☆☆☆を使用しない。 ・BAL：避難ハコ、バルコニー、テラス及び階段踊り場手摺高さ：床面+1100以上 ・東京都安全条例第19条第1項2号による窓は750×1200以上 ・東京都安全条例第19条第2項による避難器具：避難ハッチ 計4人<20人、消防法上の避難器具設置対象外		
消	防火区画 建築基準法施行令第114条区画 延焼のおそれのある範囲：1階-3M、2階以上-5M 自動ドア緊急解放ボタン（天井埋込設置） 消火器（歩行距離20mごとに1本） 1・3・5・7・9階：強化液、2・4・6・8・10階：粉末ABC10型 LDK：給気口（火気・24時間換気兼用）150φ SVC付 寝室：給気口（24時間換気用）100φ SVC付 延焼のおそれのある範囲：FD付 建築基準法施行令第126条の6第1項二号による 非常用出入口に代わる開口部	防煙区画 東京都安全条例8条区画		



- ① 消火器
- ② 防煙区画
- ③ 防火区画
- ④ 避難器具
- ⑤ 避難ハッチ
- ⑥ 避難器具

エタノール暖房
※総務省消防庁の告示一号に基づく
※耐震自動消火装置付
※燃料こぼれに対応できる受皿を設置

D-TYPE
157.03㎡
4LDK

勝手倉庫：アルミ製（伸縮式）

ガラス上凸構造
ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置

ガラス取付位置